

令和7年度

卓越した技能者の表彰について
(「現代の名工」厚生労働大臣表彰)

奈良県産業部人材・雇用政策課

(趣旨)

本制度は、卓越した技能者を厚生労働大臣が表彰するもので、広く社会一般に技能尊重気運を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望をもって技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的とする。

第1 被表彰候補者の資格

次に掲げるすべての要件を備えていることが必要です。

- 1 奈良県内の事業所に勤務する者又は事業所を営む者
- 2 その者の有する技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること
- 3 その者の有する卓越した技能を要する職業に関して、令和7年11月1日現在において、現役の技能者として従事していること
- 4 就業を通じて、後進技能者の指導又は訓練教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、当該技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること
- 5 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること
- 6 過去（推薦日以前）に禁錮以上の刑に処せられたことのない者であること
- 7 奈良県卓越技能者表彰の被表彰者であること。（過去に推薦歴がある場合でも、再度推薦は可能です。）
- 8 過去に同分野において、大臣表彰及び、叙勲・褒章等の受賞歴がない者であること

第2 被表彰候補者の推薦

- 1 推薦は、奈良県卓越技能者表彰の被表彰者として推薦した団体（民間産業団体、経営者団体、市町村等。以下、「推薦団体」という。）から行ってください。

個人からの推薦は受け付けません。

- 2 推薦団体から奈良県に推薦できるのは、同一職種（職種（2））につき1名（女性を推薦する場合には2名、加えて国が定める障害がある者を同一職種に推薦する場合は3名まで）です。
- 3 奈良県より厚生労働省への推薦者数も同一職種につき1名（女性を推薦する場合に

は2名、加えて国が定める障害がある者を同一職種に推薦する場合は3名まで)となりますので、県内で重複して推薦があった場合は選考させていただきます。

第3 提出書類

推薦団体は、次の書類を電子データによりメール提出してください。

※なお、(3)調書についてはPDFに変換せず、Word形式で提出してください。

(1) 推薦書

(2) チェックリスト

(3) 調書(1)及び(2)(様式第3の1)

※調書(2)は上限を3枚までとします。

※調書の参考として、動画による補足が必要な場合に限り、被推薦者の作業状況を撮影した3分以内の動画の提出を可能とする。なお、録画形式はMP4形式(画質:720p程度若しくはそれ以下)とし、最小限の内容とすること。

(4) 作品及び作業風景の写真(様式4)

※1. 様式10ページ以内に収まるようにしてください。

※2. 職業部門と氏名を記入してください。

※3. 作業風景の写真については、カメラ目線を避けてください。

※4. 直近1年以内の作業風景の写真を1枚入れてください。その際、撮影年月日を付記してください。

(5) 専門的・技術的分野に関する用語等の資料(様式5)

※専門的・技術的用語等については、全てふりがな及び解説を付してください。

(6) 住民票の写し ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの

(7) その他功績等を立証する資料

(ア) 本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等

該当部分の抜粋とし、雑誌等の書籍をそのまま添付しないでください。

(イ) 説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案又は改善等に関する説明書、図面等。

改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすくすること。

(ウ) 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名(共同の場合は、当該分野を明らかにすること。)所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証

書の写しを添付してください。

(エ) 表彰、職業能力検定等に係る資料

表彰歴、免許・資格等、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等入賞歴等を記入した場合は、**当該事跡を明らかにする書類の写し**を添付してください。

奈良県卓越技能者表彰の写しも必ず添付してください。

(8) 本人による申立書（別添様式）

(9) 推薦同意書（別添様式）及び障害者手帳の写し

※いずれも第22部門に推薦する場合のみ

(推薦書)

文 書 番 号
令和 年 月 日

奈 良 県 知 事 殿

推薦者

(団体名)

(役職および氏名)

令和7年度卓越した技能者の表彰に係る推薦について

標記について、下記の者は、「卓越した技能者」としてふさわしい技能者であると認められますので、関係書類を添えて推薦いたします。

記

職種(1)名称 氏名

担 当 者
住 所
電 話
F A X
E-mail

※全てのチェック欄に必ずチェックして添付してください。

団体名

提出書類チェック表

--

必要書類	
○書類作成前のチェック	
「団体名」を記載。	<input type="checkbox"/> 記入済
○推薦書類	
(1) 【推薦書】	<input type="checkbox"/> 添付済
(2) 【調書】(様式第3の1) ・様式は令和7年度のものになっている。 ・「就業地」の「事業所全体の従業員数」は、被推薦者も含めた人数を記載。	<input type="checkbox"/> 添付済
(3) 【写真】(様式4) ・様式10ページ以内であること ・全てのページに職業部門と被推薦者氏名を記載。 ・全ての写真に撮影年月を記載。 ・直近1年以内の作業風景写真が1枚以上ある。 ・安全面や衛生面に留意している写真となっている。	<input type="checkbox"/> 添付済
(4) 【専門用語集】(様式5) ・「用語」「ふりがな」「内容」の項目を設けている。 ・調書や写真様式内に解説が必要な用語が一つも含まれていない場合は「無し」と記入してある。	<input type="checkbox"/> 添付済
(5) (22部門に推薦する場合)【推薦同意書(22部門)】(様式7)及び、【障害者手帳の写し】	<input type="checkbox"/> 添付済
(6) 【住民票の写し】 ・推薦書類に記載している被推薦者の氏名及び生年月日は住民票に記載されているものと一致している。氏名に関しては、特に外字・特殊文字に留意する。	<input type="checkbox"/> 添付済
(7) 【その他の資料】 ・調書(1)の「表彰」「免許・資格等」「技能検定」「高度熟練技能者」等に記載したものについて、確認資料を全て添付。	<input type="checkbox"/> 添付済 <input type="checkbox"/> 不要 (※記載無し)
(8) 被推薦者本人に、技能に関し叙勲又は褒章の受賞経験(受賞予定も含む。)が無いことを確認。	<input type="checkbox"/> 確認済
(9) 調書(1)及び(2)(様式第3の1)はPDFではなく、Word形式で記録している	<input type="checkbox"/> 確認済

※全ての項目に☑が付いていることを確認して提出すること。(5)については該当しない場合は☑不要)

調書（１）都道府県

(様式 3 の 1)

令和7年11月1日 現在

都道府県番号	-	推薦都道府県名	職業部門		職種名（１）	職種名（２）	氏名・現就業先事業所名の外字		
ふりがな		性別		技能・技術が分かるサイト等 (HPのURLを記載)					
氏名									
生年月日		年齢		職歴		在職期間（年月日）		在職年月数	
現住所						～		0年0ヶ月	
〒						～		0年0ヶ月	
都道府県						～		0年0ヶ月	
市区町村						～		0年0ヶ月	
TEL						～		0年0ヶ月	
就業先 (都道府県)						～		0年0ヶ月	
所属名						～		0年0ヶ月	
企業全体の従業員数						～		0年0ヶ月	
所在地						～		0年0ヶ月	
〒						～		0年0ヶ月	
都道府県						～		0年0ヶ月	
市区町村						～		0年0ヶ月	
TEL									
						在職期間 計			
						重複期間を除く在職期間 計			
現職については、令和7年11月1日をもって終期とすること。									
表彰歴	表彰の種類		表彰の概要					取得年月	
	大臣表彰								
	知事・行政機関の局長表彰								
	全国レベルの業界団体表彰								
	その他								
免許・資格等	免許の種類		免許・資格等の概要					取得年月	
	職業訓練指導員免許								
	技能検定委員								
	特許・実用新案等								
大会入賞歴等			認定年度	職種		技能検定	等級	技能士の名称	取得年月
	高度熟練技能者								
	ものづくりマイスター								
	全技連マイスター								
			開催回	参加職種	順位				
	技能グランプリ (一級技能士競技大会)								
	技能五輪国際大会入賞歴								
	技能五輪全国大会入賞歴								

調書（２）都道府県

(様式 3 の 1)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名（１）	職種名（２）	ふりがな	
-					氏名	
過去 5 年の推薦回数		推薦者及び推薦理由	(所在地又は住所)			
年度			〒			
年度			都道府県			
年度			市区町村			
年度			(推薦都道府県知事名)		TEL	
計 0 回						
推薦順位等			(推薦理由)			
選考対象者総数						
推薦総数						
推薦順位						
卓越した技能の概要						
技能の概要		功績・貢献の概要		後進指導育成の概要		現役性

調書（3）都道府県

(様式3の1)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	
-					氏名	
卓越した技能の概要（続き）						
技能の概要		功績・貢献の概要		後進指導育成の概要		現役性

調書（3）都道府県

(様式3の1)

都道府県 番号	都道府県名	職業部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	
-					氏名	
卓越した技能の概要（続き）						
技能の概要		功績・貢献の概要		後進指導育成の概要		現役性

表彰歴	取得年月
免許・資格等	取得年月

※調書（１）に書き切れなかった「表彰歴」及び「免許・資格等」について、任意提出にて使用する。

(様式4)

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄 (①作業風景)

・【別紙3】推薦書類の具体的留意点に記載の【写真】に関する項目を参照の上作成し本記述を削除してから使用する。

写真は、「①作業風景、②作業工程、③製作物（作品）、④後進の指導育成」については必須とする。

・本様式は、審査委員会で参考にするため、調書に記載した内容に関連する写真を添付し、内容について下記「写真説明」欄に簡潔に記入する。

なお、調書の内容と関連性が低いと審査委員会で判断された写真は、審査の参考としない可能性がある。

・写真の枚数に制限はないが、写真様式は計10枚以内とし、写真は必ず添付欄内に収めるよう、適宜トリミング部分の削除や画像圧縮等を行うこと。

・本様式のレイアウト変更（各欄の場所移動やサイズの変更等）はしない。

・改善事案等の功績を記載する場合、写真に代えて図表を添付してもよい。

写真 説明	
----------	--

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄 (②作業工程)

写真添付欄 (②作業工程)

写真 説明	
----------	--

(様式4)

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄 (③製作物・作品)

写真 説明	
----------	--

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄 (④後進の指導育成)

写真 説明	
----------	--

(様式4)

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄

写真
説明

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄

写真
説明

(様式5)

専門用語集

用語	ふりがな	内 容

※必要に応じ画像や図表を添付し、分かりやすく記載する工夫があると良い。

ただし、本ファイルを含む推薦書類の合計サイズが被推薦者1人につき指定された容量以内となるよう、適宜トリミング部分の削除や不鮮明にならない範囲での画像圧縮等を行うこと。

※提出書類中に解説を要する専門用語が1つも無い場合は「無し」と記入し提出すること。

専門用語集 (例)

用語	ふりがな	内 容
・卓越した技能者の表彰	・たくえつしたぎのうし ゃのひょうしょう	・卓越した技能者の表彰制度は、厚生労働大臣が我が国の最高水準にある優れた技能者を表彰することにより、技能労働尊重の気運を高め、技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年が誇りを持って技能者になろうとする社会的基盤を築こうとするものである。
・ ○○○	・ △△△△	・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
・ □□	・ △△△△△	・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

様式7

推薦同意書（第22部門）

「卓越した技能者の表彰」の候補者は、下記事項を理解の上、同意する場合に、職業部門第22部門での推薦が可能です。

次の事項を確認し、推薦に同意する場合は、本人署名欄に推薦される本人が自筆で署名して下さい。

推薦受付後、候補者の中から審査が行われ被表彰者を決定しますが、厚生労働大臣による表彰式（推薦年の11月頃）に先立ち、推薦の際に提出された写真、氏名、年齢、職種、就業先の事業所名、技能功績等が新聞、テレビ等の報道機関に公表され、報じられます。

また、障害の種類、程度等についても公表されます。

【推薦及び表彰に係る事項の同意・署名】

「卓越した技能者の表彰」の推薦にあたり、

被表彰者に選出された場合は、顔写真、氏名、年齢、職種、就業先の事業所名、技能功績、障害の種類・程度等について、プレス発表資料、行政等の広報誌・ウェブサイト、表彰者名簿等に掲載されること

上記について、理解の上、同意します。

令和 年 月 日

被推薦者 本人署名 _____

（被推薦者本人の署名が困難な場合）

被推薦者との関係 _____

代理人署名 _____

申 立 書

令和 年 月 日

奈 良 県 知 事 殿

住 所

氏 名

このたび、令和7年度卓越した技能者表彰の推薦を受けるにあたりまして、下記の
事項につきましては、真に相違ないので申し出ます。

記

過去において禁錮以上の刑に処せられたこと及び破産宣告を受けたことはありません。

(調書記載要領)

本調書は被表彰の選考のための基本資料となりますので、以下に留意の上、必要事項をより簡潔明瞭かつ的確に所定欄に記載してください。

なお、「技能の概要」及び「功績・貢献の概要」の欄について、一葉で記入することが困難な場合には、三葉以内で記載してください。ただし、二葉目以降は都道府県番号(奈良県：29)、都道府県名、職業部門、職種(1)及び氏名を記入の上、必要な欄のみ記入してください。

【調書(1)】〈様式第3の1〉

1 「職業部門」欄

「卓越した技能者の表彰について」(以下「案内」と言います。)の別表に記載の、その者の有する技能に係る職種が属する職業部門の番号を記入してください。

2 「職種名(1)及び(2)」欄

その者の有する技能に係る職種が属する別表に例示している職種名を参考に記入してください。なお、別表は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類に準じた例示です。

3 「氏名」欄

戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けてください。特に旧字、新字、略字等は正しく記入してください。

なお、雅号等がある場合には、その雅号等を氏名の下に()書きで記入してください。

4 「生年月日」欄

戸籍に記載されている生年月日を記入してください。

5 「現住所」欄

郵便番号、現住所及び電話番号を略さずに記入してください。

6 「就業地」欄

「事業所名」欄には、雇用されている場合にあつては雇用事業所名を、自営している場合にあつては屋号等をそれぞれ正確に、また「所在地」欄には、郵便番号、所在地及び電話番号を略さずに記入してください。

なお、「事業者全体の従業員数」欄における人数には、被推薦者も含めた人数を記載してください。(例えば、就業者が被推薦者のみという事業所の場合は、0名

とはならず、1名となります。)

7 「職歴」欄等

- (1) 「職歴」欄には、就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等を記入してください。

なお、団体等における職歴、公職歴及び団体歴のうち、本表彰と直接関係のないものは、記入しないでください。

- (2) 「在職期間」欄には、その職の始期及び終期を記入してください。

なお、現職については、**令和6年11月1日をもって終期**とします。

- (3) 「重複を除く年月数」欄には、表彰に係る技能を要する職種に従事していた期間の合計を記入してください。ただし、同一の時期に2以上の職にあった場合には、どちらか一方の職にあった期間とし、これを重複する期間から除外してください。

8 「表彰歴」欄

表彰(技能に関連して被推薦候補者本人が表彰を受けたもののみ記入。「感謝状」等は記入しないでください。)の種類ごとに表彰年月日並びにその事由を記入してください**(表彰を証する書類(表彰状の写し等)を添付してください。)**

※なお、表彰を証する書類の添付がない場合には、その表彰は認められませんので、記載しないでください。

9 「免許・資格等」欄

免許、資格、特許及び実用新案等を有する者についてはその種類と取得年月日を、また、技能検定に合格している者については技能士の名称(○級○技能士)とその取得年月日を証書等により確認の上、必ず記入してください**(免許等を証する書類の写しを添付してください。)**

なお、**本表彰と直接関係のない一般の自動車免許等は記入しないでください。**

また、職業訓練指導員免許の取得歴もしくは技能検定委員の委嘱歴について、該当する場合はその種類と取得(委嘱)年月を本欄に記載してください**(免許や委嘱等を証する書面の写しを全て添付してください。)**

10 「高度熟練技能者」欄

該当する場合は、認定された年度、業種、職種を記入してください**(認定を証する書面の写しを添付してください。)**

11 「ものづくりマイスター」、「全技連マイスター」欄

該当する場合は、認定された年度、職種を記入してください**(認証を証する書**

面の写しを添付してください。

- 1 2 「技能グランプリ入賞歴」、「技能五輪国際大会入賞歴」、「技能五輪全国大会入賞歴」欄

該当する場合は、大会名、職種、入賞順位を記入してください（入賞を証する書類の写しを添付してください。）

- 1 3 「技能検定」欄

技能士の名称（○級○○技能士）と取得年月を必ず記入してください（技能士証の写しを添付してください。）

※上記 8～13 の記載については、必ず表彰・資格等を証する書類の添付が必要となります。添付書類がない（できない）場合には、表彰・資格等の記載はしないでください。

【調書（2）】〈様式第3の1〉

- 1 「卓越した技能者の概要」欄

技能者表彰審査委員が具体的に評価する欄となりますので、その卓越性が的確に把握できるよう次に掲げるところにより記入してください。

- (1) 「技能の概要」欄

関連する他の資料に合わせて、被推薦者候補者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴又は他の技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入してください。

記述に当たっては、客観性（単に「非常に優れている」ではなく、どのように優れているのか数値等で表す等）、明確性（改善実績における本人の技能の関わりの明示等）に心掛けてください。

- (2) 「功績・貢献の概要」欄

関連する他の資料に合わせて、その者が当該技能をもって製作又は建造等をしたもので、当該技能者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界及び社会に対する貢献度において高く評価されているような代表的な事績について具体的に記入してください。

- (3) 「後進指導育成の概要」欄

その者が後進の指導・育成にあたった方法、対象及び範囲等について具体的に記入してください。

- (4) 「現役性」欄

その者が現役の技能労働者であるかを確認するため、その者の有する技能に関連した職種にかかる1日平均の就業時間又はその者の有する技能に関連した職種に専ら就業しているか否か等を具体的に記入してください。

- 2 「推薦者及び推薦理由」欄には、推薦団体（又は推薦者）の所在地、電話番号及び団体名並びに推薦理由を記入してください。

【調書作成上の具体的留意点】

1 表現が客観性に欠ける

(例) 「非常に優れている」

この場合、他と比較してどう優れているか数値等で表現するよう工夫すること。

(例) 「短時間で加工できる」

この場合、「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等具体的に表現すること。

(例) 精度が向上した

この場合、「標準公差 $\pm 0 \mu\text{mm}$ が $\pm \Delta \mu\text{mm}$ に向上した」等具体的に表現すること。

2 共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確

この場合、グループ作業や大型製品等の場合、本人が関わった部分について、個人の技能に特化し、具体的に記載すること。

3 技能・功績の実績内容が、技術的要素のみ

この場合、卓越した技能を有するものであることが判断できるよう、特に技能の質的な面を中心にわかりやすく記載すること。

4 製品やサービスの紹介のみで、技能の関与が不明確

この場合、その製品の製作過程もしくはサービスの提供過程のどこで本人の技能が活かされたか明確にすること。

5 地場産業における活躍に限定され、技術の相対的レベルが掴みにくい

この場合、全国から選定することから、全国レベルで見た場合に、他の技能者と比較してどの程度優れているのか、内容を把握している場合は記載すること（地域に限定されるような性質の技能で、全国レベルの評価が難しい場合は、その地域における地場産業への貢献内容について記載すること。）。

6 添付されている写真が少ない又は不鮮明

写真は、被推薦者の製作した製品や作業風景を視覚的に確認し、調書を補完し、審査の一助とするため添付するものである。このため、被推薦者の技能レベルや実際の作業風景等がわかる鮮明なものを可能な限り複数枚添付すること。

職業部門、職業分類及び職種(例示)

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。
- 3 被推薦者の有する技能が2職種以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製鉄工、製鋼工	①製鉄工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工 等
		(2) 非鉄金属製錬工	①非鉄金属溶融炉工、②非鉄金属電解工、③半導体材料精錬工(多結晶シリコンなど) 等
		(3) 鋳物製造工	①鋳物工、②鋳物仕上工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造加熱炉工、②自由鍛造工、③型鍛造工、④手かじ工 等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延工
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料検査工	①金属材料検査工、②非破壊検査工(金属) 等
		(9) その他の金属材料製造の職業	①打貫工、②金属材料原料工、③金属焙焼工、④鉱石焼結工、⑤粉末冶金成形工、⑥粉末冶金製品製造工 等
2	1 金属加工の職業	(1) 汎用金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③フライス盤工、④研削盤工、仕上機械工、⑤NC旋盤工、⑥NCフライス盤工、⑦マシニングセンタオペレーター、⑧NC金属特殊加工機工 等
		(2) 板金工	①工場板金工 等
		(3) 金属研磨工	①金属手仕上工
3	1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①プレス成形工(打抜プレス、曲プレスを除く)、②打抜プレス工、③曲プレス刻印工、④数値制御プレス工 等
		(2) 鉄工、製缶工	①建築鉄工、②造船鉄工、③製缶工 等
		(3) くぎ・ばね・金属線製造工	①くぎ・ばね・金属線製品製造工
		(4) 金属研磨工	①金属材料・製品研磨工
		(5) 金属彫刻工	①彫金工(工芸的なものを除く)、②機械彫刻工、③腐食彫刻工、④かざり職、⑤けがき工 等
		(6) 金属製品製造工	①金属製家具・建具製造工、②治工具製造工、③金具製造工、④金型製造工、⑤刃物製造工 等
		(7) 金属加工・溶接検査工	①金属加工検査工 等
		(8) その他の金属加工の職業	①ろう付工、はんだ付工、②金型取付工、③金属切断工(刃物によるもの)、④ダイカスト工、⑤機械解体処理工 等
2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 金属溶接・溶断工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動溶接・溶断機運転工、④ガス溶接工、⑤ガス切断工 等	
	(2) めっき工	①電気めっき工、②めっき工(電気めっきを除く)	
4	1 一般機械器具組立・修理の職業	(1) 一般機械器具組立工	①原動機組立工②金属加工機械組立工、③農業用機械組立工、④建設機械組立工、⑤印刷・製本機械組立工、⑥半導体液晶パネル製造装置組立工、⑦業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工、⑧サービス用・娯楽用機械組立工、⑨機械部品組立工 等
		(2) 一般機械器具修理・検査工	①原動機修理工、②金属加工機械修理工、③産業用機械修理工、④生産設備保全工、⑤一般機械器具検査工 等

2	計器・光学機械器具組立・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	①時計組立工、②時計修理工
		(2) 計量計測機器組立工・修理工	①電気計器組立工、②計量器・測定器組立工、③計量計測機器修理工
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①カメラ組立工、②光学機械器具修理工
		(4) レンズ研磨工・加工工	①レンズ研磨工・加工工
		(5) 他に分類されない光学機械器具組立工	①眼鏡(がんきょう)組立工、②顕微鏡組立工、③双眼鏡組立工、④測距機組立工、⑤望遠鏡組立工等
5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 電気機械組立工	①発電機・電動機組立工、②配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工、③電気機械部品組立工等
		(2) 民生用電子・電気機械器具組立工	①民生用電子・電気機械器具組立工等
		(3) 電気通信機械器具組立工	①無線・有線通信機器組立工、②テレビ・ラジオ組立工等
		(4) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立工、②電子複写機組立工等
		(5) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体組立工等
		(6) 電球・電子管組立工	①電球・電子管組立工
		(7) 電子機器部品組立工	①電子機器用コンデンサ組立工、②プリント基盤組立工、③液晶表示部品組立工等
		(8) 束線工	①束線工
		(9) 被覆電線製造工	①被覆電線製造工
		(10) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池・蓄電池製造工
		(11) 電気機械器具検査工	①電気機械器具検査工
		(12) 電気機械器具修理工	①電気機械修理工、②電気通信機械器具修理工、③電子応用機械器具修理工、④民生用電子・電気機械器具修理工等
		(13) その他の機械組立の職業	①ICカード製造工、②記録媒体製造工、③磁気ディスク製造工、④太陽電池製造工、⑤点火プラグ製造工、⑥内燃機関電装品組立工、⑦燃料電池製造工、⑧光ディスク製造工等
2	電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電・送電員、②変電・配電員、③自家用電気係員
		(2) 送電線架線・敷設作業員	①送電線架線・敷設作業員
		(3) 配電線架線・敷設作業員	①配電線架線・敷設作業員
		(4) 通信線架線・敷設作業員	①通信線架線・敷設作業員
		(5) 電気通信設備作業員	①放送装置据付・保守作業員、②通信装置据付・保守作業員、③電話装置据付・保守作業員
		(6) 電気工事作業員	①電気配線工事作業員、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付作業員等
6	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車組立・ぎ装工、②自動車部品組立工
		(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
		(3) 輸送用機械器具組立工(自動車を除く)	①航空機組立工、②鉄道車両組立工、③自転車組立工、④船舶ぎ装工等
		(4) 輸送用機械器具検査工(自動車を除く)	①航空機検査工、②鉄道車両検査工、③自転車検査工、④船舶検査工
		(5) 輸送用機械器具修理工(自動車を除く)	①航空機修理工、②鉄道車両修理工、③自転車修理工、④船舶修理工
		(6) その他の輸送用機械器具組立・検査・修理の職業	①他に分類されない輸送用機械器具組立工(自動車を除く)、②他に分類されない輸送用機械器具検査工(自動車を除く)、③他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工(自動車を除く)等

7	1 染色・紡糸等繊維製造の職業	(1) 紡織工	①染物・仕上工、②粗紡工、精紡工、③ねん糸工、加工糸工、④織布準備工、⑤織布工、⑥精練・漂白工、⑦編物工、編立工、⑧フェルト・不織布製造工、⑨つな・あみ製造工 等
		(2) 繊維製品製造工	①布裁断工、②ボタンナー、③ミシン縫製工（衣服以外）、④特殊ミシン縫製工（衣服以外）、⑤刺しゅう工 等
		(3) その他の繊維製品製造・検査の職業	①繊維製品検査工、②繊維製品検査工、③カンバス製品製造工、④毛皮裁断工、⑤寝具仕立工、⑥帆布製品製造工、⑦帽子製造工（布製）、⑧布団綿入工 等
8	1 衣服の職業	(1) 衣服製造工	①婦人・子供服仕立職、②紳士服仕立職、③和服仕立職、④衣服修理工、⑤ミシン縫製工（衣服）、⑥特殊ミシン縫製工（衣服） 等
9	1 建設の職業	(1) 大工	①建築大工 等
		(2) 型枠大工	①型枠大工 等
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員 等
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員
		(2) 鉄道線路工事作業員	①鉄道線路工事作業員
	3 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱員
		(2) 石切出作業員	①石切出作業員
		(3) じゃり・砂・粘土採取作業員	①じゃり・砂・粘土採取作業員
		(4) ダム・トンネル掘削作業員	①ダム・トンネル掘削作業員
		(5) さく井・ボーリング機械運転工	①さく井・ボーリング機械運転工
		(6) その他の採掘の職業	①支柱員、②坑内運搬員、③選鉱員、④発破員、⑤石油採取機械運転工、⑥天然ガス採取機械運転工 等
10	1 その他の建設の職業	(1) ブロック積工、タイル張工	①ブロック積工、②れんが積工、③タイル張工、④石張工
		(2) 屋根ふき工	①かわらふき工 等
		(3) 左官	①左官
		(4) 配管工	①配管工
		(5) 防水工	①防水工
		(6) 建築塗装工	①建築塗装工
		(7) 建築板金工	①建築板金工
		(8) その他の建設の職業	①熱絶縁工、②潜水作業員、③測量作業員、④水道工事検査員、⑤住宅水回り設備取付工 等
	2 建設機械運転の職業	(1) 建設機械運転工	①建設用機械車両運転工、②舗装機械運転工 等
11	1 農業の職業	(1) 植木職、造園師	①植木職、②造園師 等
12	1 窯業製品製造の職業	(1) 窯業製品製造工	①ガラス製品製造工、②れんが・かわら類製造工、③陶磁器製造工、④ファインセラミックス製品製造工、⑤セメント製造工、⑥コンクリート製品製造工（生コンクリートを除く）、⑦生コンクリート製造工、⑧研磨用材製造工、⑨土石製品製造工 等
		(2) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工 等
		(3) その他の窯業・土石製品製造の職業	①七宝工、②石灰製造工、③石こう製品製造工、④施ゆう工、⑤ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦窯業原料工、⑧るつば製造工 等
2 化学製品製造の職業	(1) 化学製品製造工	①化学繊維工、②石けん・洗剤・油脂製品製造工、③医薬品製造工、④化粧品製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インク製造工 等	
	(2) 化学製品検査工	①化学製品検査工 等	
	(3) その他の化学製品製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②顔料製造工、③香料製造工、④殺虫剤製造工、⑤製塩工、⑥線香製造工、⑦農薬製造工、⑧花火師 等	

3	ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム製品製造工	①原料ゴム加工工、②ゴム製品成形工(たいや成形を除く)③タイヤ成形工 等
		(2) 他に分類されないゴム製品製造工	①ゴム接合工、②ゴムはり工、③ゴム焼付工、④再生ゴム製造工
		(3) プラスチック製品製造工	①プラスチック成形工、②プラスチック切削・研磨工、③プラスチック接合・裁断工、④プラスチック塗布工、⑤原料プラスチック処理工 等
		(4) 他に分類されないプラスチック製品製造工	①プラスチック彫刻工
		(5) ゴム・プラスチック製品検査工	①ゴム・プラスチック製品検査工
4	土石製品製造の職業	(1) 土石製品製造工	①土石製品製造工 等
13	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	(1) 木製製品製造工	①製材工、チップ製造工、②合板工、③木工、木彫工、④木製家具・建具製造工、⑤指物職 等
		(2) 木・竹・草・つる製品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等
		(3) その他の木・竹・草・つる製品製造の職種	①い草製品製造工、②稲わら製品製造工、③き柳製品製造工、④げた製造工、⑤竹細工工、⑥とう製品製造工、⑦船大工、⑧麦わら製品製造工、⑨木製運動用品製造工、⑩木製おけ製造工、⑪木製たる製造工、⑫木製曲物製造工 等
2	パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ・紙・紙製品製造工	①パルプ工、紙料工、②紙すき工、③段ボール製造工、④加工紙製造工(段ボールを除く)、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦紙裁断工 等
		(2) パルプ・紙・紙製品検査工	①パルプ・紙・紙製品検査工
		(3) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	①紙加工工、②紙仕上工、③紙製品仕上工、④紙巻取工 等
3	印刷・製本の職業	(1) 印刷・製本作業員	①DTPオペレーター、②写真植字機オペレーター、③製版作業員、④とっ(凸)版印刷作業員、⑤オフセット印刷作業員、⑥グラビア印刷作業員、⑦スクリーン印刷作業員、⑧シール印刷作業員、⑨印刷物光沢加工作業員、⑩製本作業員 等
		(2) その他の印刷・製本の職業	①活字製造作業員、②校正作業員、③はく(箔)押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等
4	革・革製品製造の職業	(1) 革・革製品製造工	①革・革製品製造工
		(2) その他の革・革製品製造の職業	①革打抜き工、②革具加工工、③革靴修理工、④革靴製造工、⑤革裁断工、⑥革サンダル製造工、⑦革スリッパ製造工、⑧革縫製工、⑨製革工、⑩製革仕上工、⑪製革準備工、⑫なめし工 等
14	1 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工 等
		(2) パン・菓子製造工	①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工 等
		(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	①豆腐・油揚げ等製造工、②こんにゃく製造工、③ふ製造工
		(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰食品製造工、②びん詰食品製造工、③レトルト食品製造工
		(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②乳酸発酵製品製造工、③アイスクリーム製造工 等
		(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介干物製造工、③水産ねり物製造工 等
		(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 等
		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工
		(9) 保存食品・冷凍加工食品製造工	①保存食品製造工、②冷凍加工食品製造工
		(10) 弁当・惣菜類製造工	①弁当・惣菜類製造工

2	食品原料製造の職業	(1) 精穀工	①精穀工
		(2) 製粉工	①製粉工
		(3) 味ぞ・しょう油製造工	①味ぞ製造工、②しょう油製造工
		(4) 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工	①イースト製造工、②うま味調味料製造工、③乾燥スープ製造工、④酵母・こうじ製造工、⑤香辛料製造工、⑥ジャム製造工、⑦食用油脂製品製造工、⑧酢製造工、⑨製糖工、⑩ソース製造工、⑪動植物油脂製造工、⑫トマトケチャップ製造工、⑬ピーナッツバター製造工、⑭マーガリン製造工、⑮マヨネーズ製造工、⑯水飴製造工、⑰配合飼料製造工、⑱食料品検査工等
3	飲料・たばこ製造の職業	(1) 飲料・たばこ製造工	①製茶工、②清酒製造工、③酒類製造工（清酒を除く）、④清涼飲料製造工、⑤たばこ製造工等
		(2) その他の飲料・たばこ製造の職業	①インスタントコーヒー製造工、②コーヒー豆焙煎工、③粉末飲料製造工④飲料・たばこ検査工等
15	1 生活衛生のサービス	(1) 理容師	①理容師
		(2) 美容師	①美容師
		(3) 美容サービス職	①着付師、②エステティシャン、③ネイリスト等
16	1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤給食調理人、⑥各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）等
		(2) バーテンダー	①バーテンダー
		(3) 飲食物給仕係	①配せん人、②ウェイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、③ソムリエ等
17	1 その他の技能工、生産工程の職業 (1)	(1) 内張工	①内張工、②表具師
		(2) 塗装工	①木工塗装工、②金属塗装工等
		(3) 畳工	①畳工等
		(4) 内装工	①金属建具取付工、②建具ガラス取付工、③内装仕上工
		(5) 他に分類されない技能工、生産工程の職業	①写真工等
18	1 その他の技能工、生産工程の職業 (2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②看板制作工等
		(2) 映写技士	①映写技士
		(3) 製図工、写図工	①写図工、②現図工
		(4) 製品包装作業員	①製品包装作業員、②ラベル・シール貼付作業員等
		(5) その他の生産関連・生産類似の職業	①写図工、②現図工
19	1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	①かばん・袋物製造工、②がん具製造工、③楽器製造工、④模型・模造品製作工、⑤ほうき、ブラシ製造工、⑥漆器工、⑦貴金属・宝石・甲・角細工工、⑧運動具製造工、⑨筆記用具製造工等
		(2) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①けた製造工、②木製運動用品製造工、③印判師、④うちわ製造工、⑤喫煙具製造工、⑥獣皮剥工、⑦製氷工、⑧ちょうちん製造工、⑨と畜作業員、⑩ファスナー製造工、⑪マッチ製造工、⑫有機肥料製造工（鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど）、⑬洋がさ製造工、⑭彫金工（工芸的なもの）、⑮装てい師、フラワーデザイナー、⑯装身具等身の回り品検査工等
20	1 情報処理技術・通信技術の職業	(1) システム設計技術者	①システム設計技術者
		(2) ソフトウェア開発技術者	①ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）、②ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）、③ソフトウェア開発技術者（汎用機系）、④プログラマー等
		(3) システム運用管理者	①サーバ管理者、②システム管理者、③セキュリティエンジニア等
		(4) 通信ネットワーク技術者	①通信ネットワーク技術者等
		(5) その他の情報処理技術・通信技術の職業	①ソフトウェアテスト技術者 ②システムアナリスト、③ウェブデザイナー、④グラフィックデザイナー等

21	1 定置機 関・機械運転 の職業	(1) ボイラーオペ レーター	①ボイラーオペレーター
		(2) クレーン・巻上機 運転工	①クレーン運転工、②巻上機・コンベア運転工
		(3) ポンプ・送風機・ 圧縮機運転工	①ポンプ・送風機・圧縮機運転工
		(4) その他の定置機 関・機械運転の職業	①冷凍機運転工、②ケーブル機関運転工、③玉掛工、④下水処 理施設設備操作員、⑤ごみ焼却設備操作員、⑥し尿処理設備操 作員、⑦浄水場設備操作員 等
	2 開発技術 者	(1) 開発技術者	①原子力技術者（開発）、②鉱山開発技術者、③採鉱開発技術 者、④織布開発技術者、⑤染色開発技術者、⑥探鉱開発技術 者、⑦紡績開発技術者 等
	3 その他の 生活、衛生 サービスの職 業	(1) クリーニング工	①クリーニング工、②クリーニング仕上工
		(2) 洗張職	①洗張職
		(3) その他の清掃の職 業	①ビル・建物清掃員、②ハウスクリーニング作業員、③道路清 掃員、④公園清掃員、⑤ごみ収集作業員、⑥し尿汲取作業員、 ⑦産業廃棄物収集作業員、⑧産業洗浄員、⑨消毒・害虫防除作 業員、⑩乗物内清掃員、⑪浄化槽清掃員 等
	4 その他	1～20部門及び21部門の 1～3に属さない技能的 職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイ ナー、④工業デザイナー 等
22	1 障害があ る技能者	(1) 1～21部門のい ずれかに属する職種につ く障害がある技能者	①1～21部門のいずれかに属する職種につく障害がある技能者